

標津町立標津小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめの防止等に関する基本方針

(1) いじめの定義

いじめの定義はいじめ防止対策推進法第2条第1項によるものとする。

【「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。】

この定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場にたつて行う。

(2) いじめの防止等に関する基本方針

いじめは、「どの学校・どの学級でもおこりうるものである」という基本認識にたち、いじめの防止等に関する基本方針を以下の4点とする。

- 子どものいじめに対する認識を高める指導を行う
- 自己有用感や自尊感情を高め、相手を思いやる教育活動を推進する
- いじめの早期発見のための措置を講ずる
- いじめの早期解決のために、校内組織を中心として保護者・関係機関とも連携を図り解決にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 子どものいじめに対する認識を高める指導

- ①「いじめは絶対に許されない」「傍観者もいじめに加担している」「何がいじめなのか」という認識を子どもがもてるようにする
- ②全学級で道徳の時間又は学級活動においていじめの指導を位置付ける
- ③「いじめはどの学級でもおこりうるものだ」という認識で指導にあたる

(2) 自己有用感や自尊感情を高め、相手を思いやる教育活動

- ①すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する
 - ・子どもが安心して自分を表現できる「わかる」授業づくり
 - ・学習のきまりの確立
- ②人との関わりの中で一人一人が活躍できる教育活動を推進する
 - ・縦割り清掃活動や学校行事・児童会活動を通したコミュニケーション力の育成
 - ・観察や調査・見学学習等の体験的な活動とそれに基づく表現活動の充実
- ③道徳の時間を充実する
 - 「自他の生命を尊重する」「自分のよいところを伸ばす」「他者とのかかわりや思いやり」の内容項目を中心に指導の重点化を図る

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための措置を講ずる

- ①ささいな変化に気づく
 - ・朝の会、休み時間、縦割り清掃、家庭との連絡等、日常的なきめ細かな観察
 - ・朝の打合せ時における、子どもの情報共有
 - ・いじめアンケートや学校生活アンケート、個人面談・健康面談の実施
 - ・アセスを活用した、学級集団の状況把握

②気づいた情報を確実に共有する

- ・気になる子どもがいる場合には、ブロック（低・中・高）や生活指導委員会・朝の打合せの場等において、気付いたことを共有し、より多くの目で見えるようにする。

③情報に基づき速やかに対応する

- ・様子に変化が見られる場合やそうした情報が得られた場合には、教員が連携しながら積極的に働きかけを行い、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、その早期解決を図る。
- ・いじめアンケート、学校生活アンケート、個人面談、健康面談、アセス等の情報について、対応すべき内容がある場合は、生活指導委員会に報告し、事実確認を行う。

(2) いじめの早期解決のための措置を講ずる

①いじめ問題を発見・認知したときは、生活指導委員会に情報を集め調査・事実確認を行う。

情報は全職員で共有する。事実確認の結果については、町教育委員会に報告する。

②いじめが確認できたら、生活指導委員会において、いじめられている子どもの安全・安心を最優先とした指導体制を組む。全職員の共通理解のもとで指導にあたる。

- ・いじめられた子どもにとって信頼できる人と連携し寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、次の3点を基本として指導する。
 - ア. いじめは人格を傷つける行為であることを理解させる。
 - イ. 自らの行為の責任を自覚させる。
 - ウ. 不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。
- ・子どもを見守る体制をつくる。

③「傍観者」の立場にいた子どもにも、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

④保護者とは、つながりのある教員を中心に、即日関係する子どもの家庭訪問等をを行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

⑤場合によっては、いじめられた子どもや保護者の了解のもと、関係機関等と連携して指導にあたる。

⑥指導困難な場合や犯罪行為として扱われるいじめについては、町教育委員会、警察署等と連携して対応する。

⑦次にあげる重大事態の発生時は、町教育委員会に報告し、その判断に従い対応する。

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企図した等）
- ・いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安）
- ・保護者からいじめられて重大事態に陥ったと申し出があった場合

4 いじめの防止等の対策のための組織「生活指導委員会」

いじめの防止等を実効的に行うための組織を「生活指導委員会」とする。

(1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援コーディネータ・養護教諭・当該学級担任

(2) 活動

- ・いじめ防止に関する取組の計画・実施・評価
- ・いじめの早期発見・早期解決への直接的な対応
- ・校内研修の実施

(3) 開催

必要に応じて開催する。情報の集約も含め窓口は教頭とする。